

第 3 3 次地方制度調査会第 1 9 回専門小委員会 提出資料

令和 5 年 9 月 2 7 日

全国知事会副会長（鳥取県知事）平井 伸治

I デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応

(1) デジタル技術を活用した意思決定

○デジタル技術のうち A I については、読み込ませるデータの取扱いや個人情報・機密情報の保護、生成されるデータの正確性、知的財産権の侵害などの課題がある一方で、行政の様々な分野での利活用が広がる可能性がある。国においては、A I の特性やリスク、住民自治に基づく意思決定をはじめとする民主主義・地方自治との整合性等を踏まえながら、規制と活用の両面から適切なルールの設定を早期に行うなど、A I への対応に向けた検討を尽くすべきではないか。

(2) 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能

○マイナンバー関連業務システムのような、各団体で稼働している全国共通的なインフラやシステムについては、国が責任をもって構築及び運用するとともに、その維持管理・更新等に対して地方公共団体に財政負担が生じる場合には、十分な財政的支援を行うことが必要ではないか。

○また、この度のマイナンバーの紐付け誤りの事案を踏まえ、例えば住基ネットと各地方公共団体の関連する業務システムが自動でデータ連携できる仕組みを推進するなど、国において十分な調整を行い、同様の誤りが発生しないようにすることが必要ではないか。

(3) デジタル人材の確保・育成

○デジタル人材については、質・量の両面での不足とともに、都市圏への偏在が課題となっていることから、国による新たな人材バンク（人材紹介型の人材派遣）の効果的な運用など円滑な人材確保に向けた取組が必要ではないか。

II 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携について

1 地方公共団体相互間の連携・協力

(1) 資源制約に対応していくための連携・協力の在り方

○市町村の広域連携は、関係市町村が主体的に検討することが重要であり、都道府県は専門性・広域性の観点から必要な支援を行うことが有効ではないか。

○公共施設の集約化・共同利用については、市町村間だけでなく、都道府県と市町村の間の集約化・共同利用についても検討すべきではないか。また、庁舎についても都道府県と市町村の間の集約化・共同利用を検討すべきではないか。

(2) 「地域の未来予測」の作成及び「目指す未来像」の議論

○市町村による「地域の未来予測」の作成の促進にあたっては、都道府県によるデータ提供や助言などの支援に加え、国は、作成ノウハウを持つ職員を派遣するなどの人的支援、「地域の未来予測」に基づく事業に係る財政支援の拡充、「地域の未来予測」の作成により得られる効果の周知強化などを行う必要があるのではないか。

2 公共私連携

(1) 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

○地域活動のコーディネーター役を担う中間支援組織に対し、人材育成や財政面での支援を強化すべきではないか。

(2) 地域コミュニティ活動の持続可能性向上

○自治会・町内会等の地縁団体の活動のデジタル化や業務棚卸しは必要と考えるが、地縁団体自体が衰退しており、地縁団体を維持するため、中核人材確保・育成の取組や地域コミュニティの大切さを醸成する取組等への財政支援を検討すべきではないか。

III 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応

1 役割分担の課題と対応

(1) 個別法が想定しない事態における国の役割

○緊急を要する時における個別法が想定しない事態において、国が地方公共団体に必要な指示を行える仕組みを導入する場合は、地方の自主性や自立性を十分に尊重することが前提ではないか。

○感染症対策やパンデミック対策を講じる場合、感染が発生している地方公共団体が感染状況や入院状況を知り得る立場にあり、国全体や地域ごとの対策については、国は地域の情報に基づいた政策立案を行うことが最も有効ではないか。

○国が地方公共団体に一方的に指示するのではなく、地方公共団体が現場の実情や必要な施策を国に伝え、国の施策立案に反映させる仕組みを構築するなど、双方向のコミュニケーションにより国と地方公共団体が補完し合うような制度とすべきではないか。

○個別法上の指示権の要件に該当せず指示権を行使できない想定外の事態であるという認定に当たっては、閣議決定の前に国と地方公共団体との協議を行う仕組みとすべきではないか。

○この度の新型コロナ対策を例に取るまでもなく、地方公共団体であっても、大都市部と地方部で実情が異なるため、地域の実情を勘案した運用とすべきではないか。

(2) 大都市圏における都道府県の区域を超える調整

○大都市圏において、都道府県域を超えた広域的な枠組みで緊急を要する時における対応を行うことは有効ではないか。

○関西圏については、国から関西広域連合への権限移譲を検討するとともに、国との協

議を行う枠組みを設けるなど、広域連合の役割を活用することが必要ではないか。あわせて、大都市圏以外の圏域においても、地域の実情に応じ、圏域として一体的な対応を行う枠組みを設けることも考えられるのではないか。

2 情報共有・コミュニケーションの課題と対応

- 地方公共団体から国と実質的に協議を行える場（法定外の協議の場の機動的な設置など）を求めることができる仕組みを構築するなど、協議の場を充実させ、国の政策の立案段階から地方の意見を反映させるべきではないか。
- 国の通知・事務連絡について、技術的助言、情報提供等の法的性格を明示するとともに、地方公共団体が十分な準備期間を確保できるよう迅速な情報共有が必要ではないか。

3 必要な職員の確保の課題と対応

- 緊急を要する時において、国が地方公共団体間の応援や職員派遣に係る調整の役割を一般ルール化するとともに、例えば地方公共団体から国立病院の医療従事者などの専門人材について、応援・派遣の要請があった場合に、正当な理由がない限り応援・派遣を行う制度も検討してはどうか。